

〔別紙 1〕

随意契約理由書

件 名	西 C C No. 1, 2 噴霧用空気圧縮機点検整備
契 約 業 者 名	株式会社 AIRMAN 西日本営業部 大阪支店
根 拠 法 令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当
随意契約の相手方を選定した理由 当クリーンセンターの噴霧用空気圧縮機は、ごみを焼却した際に発生するガスを水で減温する際に用いる機器で焼却設備運転に重要な役割を果たしている。 今回整備する機器は上記業者が設計・製作を行なった機器であり、対象機器の取替部品を製作している唯一の製造業者である。 また、当該機器は西クリーンセンター独自の機器仕様となっており、メンテナンスの際には高度な専門知識と独自の技術や経験が必要で、上記業者しかそれらを有していない。 したがって、本点検整備は製造業者でなければ履行できないため、上記業者との随意契約を行うものである。	
担 当 部 署 (問 合 せ 先)	環境局西クリーンセンター (電話番号 078-974-2005)